

神奈川県立横浜旭陵高等学校同窓会規約

(名称)

第1条 本会の名称は横浜旭陵高等学校同窓会という。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、横浜旭陵高等学校の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は次の会員によって組織する。

1. 正会員

神奈川県立横浜旭陵高等学校を卒業し、入会に同意した者。

神奈川県立中沢高等学校を卒業し、入会に同意した者。

神奈川県立都岡高等学校を卒業し、入会に同意した者。

2. 特別会員

神奈川県立横浜旭陵高等学校の職員及びかつて旧職員であった者。

(事務局)

第4条 本会の事務局は横浜旭陵高等学校内におく。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
幹 事	各期若干名
庶務・書記・会計	各1名
顧 問	若干名

(役員を選任)

第6条

会長、副会長の選出は総会の議決による。

庶務、書記、会計は正会員及び特別会員の中から会長が委嘱する。

幹事は各期卒業生から選任する。

顧問は現職校長及び職員等から選任する。

(役員の仕事)

第7条

会長は、総会・役員会の招集及び会務を総理し、本会を代表する。

副会長は、会長に事故があるときは会長の仕事を代行する。

庶務は庶務を担当する。

書記は書記を担当する。

会計は会計を担当する。

幹事は各期の代表として、当該期を取りまとめる。

顧問は同窓会に助言をするとともに、学校と同窓会との調整にあたる。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とする。ただし重任および再任は妨げない。

(事業)

第9条 本会はその目的のため次の事業を行う。

1. 会員への会務の報告。
2. 在校生はもとより、卒業生の活躍を広め推進していく。
3. 横浜旭陵高等学校支援基金を創設する。
4. その他本会の目的達成のために必要な事項を行う。

(総会)

第10条

1. 総会は本会最高議決機関で、本会会員をもって構成し原則として年に1回開催する。
2. 必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(会計)

第11条 本会の経費は次のものをもってこれに充てる。

1. 篤志寄付
2. 雑収入
3. その他

第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(改正)

第13条 この規約は総会において出席会員の3分の2以上の同意をもって改正することができる。

<付 則>

1. この規約は平成25年5月18日から施行する。
1. この規約は平成26年7月19日から施行する。